

令和3年9月10日

施設利用のみなさまへ

倉敷市

市内スポーツ施設の臨時休館の延長について

このことについて、市内すべてのスポーツ施設を令和3年9月12日（日）まで臨時休館していますが、倉敷市が「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域」に令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで指定されたことから、引き続き市内すべてのスポーツ施設を臨時休館します。

記

1 期間

令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで

2 対象施設

倉敷運動公園・酒津公園・水島緑地福田公園・水島中央公園・中山公園・玉島の森・児島地区公園・真備総合公園内のスポーツ施設，倉敷武道館，水島武道館，児島武道館，玉島武道館，船穂武道館，船穂弓道場，真備柔剣道場，倉敷体育館，水島体育館，粒江球技場，粒浦球技場，茶屋町球技場，倉敷市屋内水泳センター，倉敷市グラウンド・ゴルフ場，吉岡川北広場，高梁川船穂一之丁広場，福田東スポーツ広場，通生スポーツ広場

3 利用制限の内容

- ・期間中の新規利用・予約を中止します。
- ・既に予約済の場合は，中止または延期を検討してください。
- ・練習での利用は，不可とします。
- ・中止または延期が困難な大会等については，感染防止策が徹底されたもののみ利用を認めることとします。
- ・やむを得ず利用を認める場合についても，施設利用は20時までの時間短縮（大会開催の場合は21時までの時間短縮）とします。

4 その他

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- ・既に納付済みの使用料は，還付しますので，各施設の窓口にお問い合わせください。
- ・今後の状況に応じて，運用を変更する場合があります。